

## 令和6年度第1回自然再生専門家会議 議事録

日時：令和6年8月28日（水） 10:00～12:00

場所：航空会館901号室及びオンライン開催（ウェブ会議システムを使用）

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ

（委員） 大河内 勇      萱場 祐一      小林 達明      佐々木 淳  
志村 智子      高山 光弘      中村 太士      守山 拓弥  
山本 智子      和田 恵次

（農林水産省） 坂下 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 室長  
古林 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 課長補佐  
大城 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 係長

（国土交通省） 横山 総合政策局環境政策課 係長

（環境省） 笹渕 自然環境局自然環境計画課 保全再生調整官

塩川 自然環境局自然環境計画課 係長

（文部科学省） 濱部 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 課長補佐

伊藤 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 係員

（実施者） 竹ヶ島海域公園自然再生協議会

戎谷 海陽町 観光交流課 課長

花本 海陽町 観光交流課 主事

峯 徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 主任

（事務局） 田屋 株式会社一成

池田 株式会社一成

### 1. 開会

司会（事務局）：

予定の時刻となりましたので、これより、令和6年度第1回自然再生専門家会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めさせていただきます、株式会社一成の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の専門家会議は、配信拠点における対面とオンラインによるハイブリット形式にて開催しております。委員長と関係省庁は、こちらの配信拠点から出席させていただきます。オンラインで参加の皆様につきましては、トラブルがございましたら、チャットにてご連絡ください。

また、「自然再生基本方針」並びに「自然再生専門家会議の開催について」にのっとり、本日の会議は公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日傍聴者の皆様は、YouTube配信ライブにてご覧いただいております。

それでは、開会にあたりまして、農林水産省みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 坂下室長より、ご挨拶を申し上げます。

坂下室長：

おはようございます。農林水産省みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室長の坂下と申します。自然再生推進法を所管する三省代表としてご挨拶申し上げます。

本日は、ご多忙の折、多くの委員の皆様、協議会関係者の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より自然環境行政や農林水産行政へのご理解ご支援に感謝申し上げます。

言うまでもありませんが、全ての産業は自然環境の恩恵を受けております。とりわけ農林水産業については、自然界の物質循環を生かしながら行われる産業として、持続可能な農林水産業の展開に向けては、環境負荷を低減することが重要と考えています。このため農林水産省では、農林水産業における生産力の向上と持続性の両立を目指して、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しております。そして、通常国会においては、食料・農業・農村基本法の一部改正をしています。改正の柱のひとつとして、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムの確立に向けた取組を進めており、実行するための食料・農業・農村基本計画は本年度中に策定予定です。

本日の第1回自然再生専門家会議においては、議事次第にあるとおり、自然再生基本方針見直し（案）及び竹ヶ島海域公園自然再生事業実施計画について、ご説明させていただきます。自然再生基本方針は、概ね5年ごとの見直しを行うこととしており、昨年度に自然再生協議会や環境NGO等の団体と意見交換を行いました。また、自然再生専門家会議の委員皆様からも、見直しに向けた検討事項についてご議論いただきました。本日は、いただいた意見を踏まえて作成した自然再生基本方針見直し（案）をお示しいたします。自然再生事業実施計画においては、竹ヶ島海域公園自然再生協議会から提出がありました実施計画について、ご説明いたします。竹ヶ島海域公園自然再生協議会は、平成17年に設立し、エダミドリイシが健全な状態で生き続けている環境を取り戻すことを目指して、自然再生活動に取り組まれております。

本日は、限られた時間ですが、皆様のご経験やご専門を踏まえた忌憚のないご意見をお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

司会（事務局）：

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、時間の都合上「お名前」のみご紹介させていただき、ご所属等につきましては、事前にお送りしております資料の「自然再生専門家会議委員名簿」をご参照いただければと存じます。それでは、五十音順でご紹介させていただきます。

（委員及び出席者紹介）

出席者の紹介は以上でございます。

続いて、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様につきましては、8月21日と26日に事務局より資料をお送りいたしました。お手元にご準備をお願いします。

（「配布資料一覧」に従い読み上げ。）

資料は以上になります。不足がありましたら、チャットに書き込んでいただければと存じます。配信拠点の皆様も不足ありませんでしょうか。傍聴者の皆様は、配信用 URL をお知らせしたメールに記載しております環境省ウェブサイト URL よりご覧いただけますので、そちらをご参照ください。

（なし）

それでは不足はなさそうですので、次に参りたいと存じます。

続きまして、本会議の開催について、環境省より説明がでございます。

塩川係長：

会議の開催に先立ち、若干のご説明をさせていただきます。

「資料1 自然再生専門家会議の開催について」をご覧ください。この中の「3」項で「委員長」は「委員の互選により選任する。」となっておりますが、現在の委員の皆様は、令和5年から6年度にかけての2ヶ年であり、昨年度第1回の本会議において、鷺谷委員長が選任されておりますので、本年度も引き続き、鷺谷委員に委員長をお願いしたいと存じます。また、「4」項、「会議の公開」にありますとおり、本会議は公開となっております、本日は28名の方がオンライン上で傍聴される予定となっております。

続いて、「資料2 助言にあたっての主務大臣の手続き」について、説明させていただきます。送付された自然再生事業実施計画に対しては、場合によっては『主務大臣』から、文書にて助言を行うことが『できる』という手続き・制度となっております。助言を実施する場合は、左側のフローのとおり、助言の案を作成しまして、自然再生専門家会議にご意見をいただいた上で、助言を決定し、また、助言を行わない場合は、右側のフローのとおり、『主務大臣』名での助言をしないことを専門家会議にご報告することとなっております。なお、これまで、本会議にて委員の皆様から様々なご意見を頂いておりますが、各協議会には委員の皆様か

らのご意見を踏まえてご対応いただいております、本手続きによる『主務大臣』による助言の作成にまで至った前例はなく、当手続きが必須のものというわけではございませんので、ご参考までにご承知おきいただければと存じます。以上でございます。

司会（事務局）：

続きまして、議事に移る前に鷺谷委員長より、一言ご挨拶をたまわりたいと存じます。鷺谷委員長、よろしくお願いいたします。

鷺谷委員長：

おはようございます。本日は、本年度第1回目の会議ですが、昨年同様に私が司会をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この夏の猛烈な暑さや豪雨による水害は、誰もが実感し、認識を深めている環境に関連した問題です。かつての身近な動植物が急速に絶滅のリスクを高める一方で、侵略的な外来生物が蔓延するという、生物多様性から見た自然環境の急速な劣化に目を向ける人はあまり多くありませんが、これも大変憂慮すべき問題です。この会議では、それを対象に検討しますが、事業というフォーマルな形に限らず、「自然との共生」が、伝統的な在り方のほか、新たな文化として社会に位置づけられ、自然再生の実践や活動が広まる必要があると思います。

本日の最初の議題は、自然再生基本方針の見直しについてですが、新しい方針には、そのような方向も若干含むものになるのではないかと思います。もうひとつの議題である竹ヶ島海域公園自然再生事業実施計画とあわせて、限られた時間ではありますが、活発なご議論をどうぞよろしくお願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。それでは、以降の進行は、鷺谷委員長にお願いします。よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### 議題1. 自然再生基本方針の見直しについて

鷺谷委員長：

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日も、円滑な議事進行へのご協力をお願いします。「議題1 自然再生基本方針の見直しについて」、環境省の笹渕さんよりご説明をお願いします。

笹渕調整官：

自然再生基本方針見直し（案）のポイントについて、説明させていただきます。7月に石川の後任で着任しました、笹渕と申します。よろしくお願いいたします。自然環境課長も7月に交代しておりますが、人事異動のタイミングで日程調整を行ったため、本日は課長の出席が調整できず、申し訳ございません。

これから、資料3を中心にご説明させていただきますが、参考資料1の自然再生基本方針見直し（案）が本文となりますので、照らし合わせながらご確認をお願いします。

経緯とスケジュールについて、昨年度に開催した自然再生専門家会議で一度ご説明していますが、経緯を振り返りますと、まず自然再生推進法が平成15年に施行され、その際に最初の自然再生基本方針を作りました。自然再生基本方針は、概ね5年ごとの見直しをすることとされており、平成20年、平成26年、令和元年と、見直しを行っています。今回は、前回見直しの令和元年から約5年が経過したため、本年度中の見直しを目指して作業を進めている状況です。

今回の見直しスケジュールですが、昨年度から作業を進め、自然再生の活動をしている法定協議会や法定外協議会、環境NGO等の団体の方に意見を聞きました。12月に開催した自然再生専門家会議では、委員の皆様からご意見いただき、今年2月の日本学術会議との意見交換を経て、見直し案をまとめ、今回の自然再生専門家会議でお示しするという流れになっています。

自然再生基本方針は、最終的に、閣議決定をすることになります。予定の作業としては、本日の会議にていただいたご意見をまとめ、約1か月のパブリックコメントを経て、自然再生協議会全国会議で見直しを紹介し、11月22日に予定している第2回自然再生専門家会議でパブリックコメント等の意見を踏まえた案を再度お示しします。自然再生専門家会議でご了承いただければ、各省の協議を経て、最終的に年度内に閣議決定をする想定で、作業を進めております。

見直しポイントの背景として、自然再生を取り巻くこの5年間の国内外の動きをまとめています。昨年12月の自然再生専門家会議でも、前半の動きについてはご紹介しました。その後の大きな動きとしては、「地域における生物多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が公布されたことと、第六次環境基本計画が閣議決定されたことがあります。

皆様にお送りした資料にはございませんが、生物多様性増進活動促進法について、ご説明をしたほうがよいと考え、スライド追加しました。前回の会議にて、自然共生サイトの取組の認定を環境省で始めたこととご説明しましたが、生物多様性増進活動促進法は、自然共生サイトの取組を環境省任意の認定制度ではなく、法律に基づく認定にするために新しく作った法律です。

法律の仕組みとしては、増進活動実施計画と呼ばれる地域における生物多様性の

増進を行う活動の実施計画を各実施主体に策定していただき、主務大臣が認定することとしております。生物多様性増進活動促進法は、自然再生推進法と同様に、三省共管の法律であるため、ここで言う主務大臣とは、環境省だけでなく、農林水産大臣及び国土交通大臣も含まれております。活動計画を策定する主体としては、企業や地元で活動している NPO 団体、市町村等と考えています。これらの主体が、一定のエリアで、要件を満たす生物多様性の増進活動を行う計画について大臣が認定する仕組みとなっています。市町村が複数の主体と連携して活動を行う場合は、連携増進活動実施計画を策定いただくこととしており、それも認定の対象としています。また、連携活動を行う場合は、土地所有者と協定を結ぶ制度が新しく設けられています。

法律の言葉として、生物多様性増進活動促進法の「増進」とは何なのか、言葉の定義もされています。スライドの(1)①に「企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった、生物多様性の維持、回復、創出に資する『増進活動実施計画』を作成し、主務大臣が認定」とあるとおり、「増進」とは、生物多様性の「維持、回復、創出」の3つと定義しています。自然共生サイトとして認定していたところは、生物多様性の状態がある程度良い状態で確保されているところを対象としていましたが、この法律では現在必ずしも生物多様性が高い状態ではないが、回復や創出する活動によって、自然共生サイトの認定基準を満たすような生物多様性の高い状態にする活動も認定対象としています。これらの活動は自然再生との考え方とも近いいため、この法律は、自然再生推進法と今後連携を深める必要があると考えています。

こうした背景を踏まえ、関係者から様々なご意見をいただき、その上で見直し(案)を作成しました。見直し(案)のポイントを4つ整理しています。前回の会議にて、論点としてお示ししたものと同様ですが、国際目標として掲げられた30%の回復に対してどう対応するのかといった「1.『劣化した生態系の再生』への対応」、様々な国内の計画策定や動向を踏まえた内容を更新するものである「2. 国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新」、自然共生サイトや生物多様性増進活動促進法との自然再生事業との関係の整理する「3. 30by30・OECM(自然共生サイト)と自然再生事業の考え方の整理」、全体的に様々なご意見への対応として「4. 自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応」としています。

まず、ポイント1「『劣化した生態系の再生』への対応」は、見直しの方針として3つを掲げています。「①自然再生事業の役割の追記」として、COP15で採択された新たな国際目標に、劣化した生態系の30%を回復する目標が掲げられ、生物多様性国家戦略2023-2030にも目標を反映した行動目標が記載されています。それを踏まえて、自然再生基本方針でも記述をしています。参考資料1のp4には、「わが国の自然環境を取り巻く状況」の背景説明として、国際目標を書いています。「②アン

ダーユース問題の追記」として、前回、大河内委員より国内ではオーバーユースだけでなくアンダーユースも問題となっているとご意見をいただき、その観点の追記などを行っています。「③災害発生後の対応及び長期的な影響の追記」として、前回、小林委員から里山利用の減少や動物の行動変化も記載するべきとのご意見をいただき、それを踏まえた追記をしています。具体的な追記イメージですが、例えば、「②アンダーユース問題に関する追記」では、「(3) 自然再生の基本的方向」の中にある「自然再生の役割」を「歴史文化的な価値の創造」という項目名に修正し、生物多様性と文化の繋がりが重要であることを記載しています。野生鳥獣の影響については、別途、参考資料1のp3及びp27に追記しています。また、「③災害発生後の対応及び長期的な影響の追記」では、参考資料1のp24～25にあるとおり、現行は東日本大震災の経験を踏まえての記載としておりましたが、その後も大きな災害が頻発しているので、全体的な災害に対応する内容に修正し、国土強靱化の観点を追記、人口減少や動物の行動変化もこの項目で記載しています。

次に、ポイント2「国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新」については、「①法令、計画の変更等に基づく内容の強化・更新」として、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画、第六次環境基本計画、みどりの食料システム戦略の計画が5年の中で策定されたので本編に追記しました。「②ネイチャーポジティブや生物多様性地域戦略との連携等に関する追記」として、ネイチャーポジティブの実現に自然再生事業が貢献することや、生物多様性地域戦略との関係について、追記しています。「③気候変動に関する情報の更新・修正」として、前回、気候変動と自然再生の関連性についてご指摘が多くあり、記述の充実を図りました。「④自然の有する機能・価値に関する追記」として、気候変動適応に資する、健康や社会課題に繋がる視点を新たに追記しています。見直しの具体的なイメージですが、例えば、「④自然の有する機能・価値に関する追記」では、参考資料1のp25に国土強靱化の観点やグリーンインフラを追記しています。また、人の健康や気候変動適応については、「わが国の自然環境を取り巻く状況」に追記しています。さらに、参考資料1のp23～24には、気候変動との関係の記述を追記しています。佐々木委員から前回指摘いただいたブルーカーボンについては、この気候変動の項目で追記しています。

そして、ポイント3「30by30・OECM（自然共生サイト）と自然再生事業の考え方の整理」については、「①生物多様性増進法等を踏まえた追記」ということで、新たに法律が制定されたこと、前回、中村委員から小さな自然再生にも関係が深いとご意見があったことも踏まえ、法律による認定活動と小さな自然再生の関係を追記しています。参考資料1のp12には、小さな自然再生の項目があります。現行の自然再生基本方針では、目次の最後にある、「自然再生の推進に関する重要事項」の中のひとつとして、小さな自然再生推進が項目としてありましたが、前回、必ずしも

自然再生推進法の枠組に沿って協議会を立ち上げて全体構想を作成するような、非常に大きな枠組みで実施する活動だけではなく、現場における小さな自然再生も重要とご指摘いただきました。それを踏まえ、項目を前に持ってきて、「自然再生の基本的方向」の中のひとつとして、小さな自然再生の位置づけを移しました。なお、先ほどご紹介した生物多様性増進活動促進法に基づく基本的な方針の策定作業と同時並行で、自然再生基本方針見直しの議論を進めています。新しい法律と自然再生推進法との関係をどう整理するか、委員の皆様には十分にお示しできていないと自覚しておりますので、本日の会議で忌憚なくご意見いただけると有難いです。その両者の関係については、改めて整理したものをお示しする必要がありと考えています。

最後に、ポイント4「自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応」については、これまでの様々な議論の中でご指摘頂いたものを記載しています。「①再生可能エネルギー施設の開発に関する追記」として、気候変動との関連で再生可能エネルギーの設置により自然が失われる可能性があるため、それらの関係性を追記しました。「②人材・資金不足に対する支援に関する追記」として、企業との連携を追記しています。「③近年の実施状況等を踏まえた新しい形の自然環境学習等に関する追記」として、既に記載されている項目ですが、自然環境学習プログラムについて一部追記をしています。「④国・地方公共団体等による自然再生協議会へのサポートに関する追記」として、国の役割を一部追記しました。「⑤自然再生事業の完了に対する検討の必要性の追記」として、何をもって自然再生事業が終了したのか、終了後のモニタリングをどうするのか、整理する必要があるという観点から、一部記述を追加しています。具体的な追記イメージですが、「①再生可能エネルギー施設の開発に関する追記」については、気候変動対策の記載箇所である参考資料1のp24に、風力・太陽光等の再生エネルギーの導入にあたり、生物の生息地や重要な地域への悪影響を回避するための調整が課題となっている、と追記しています。「②人材、資金不足に対する支援に関する追記」として、志村委員からもご意見をいただきましたが、人材不足に対応するため、企業との連携を深めるということを追記しました。

目次の変更における大きなポイントとしては、先ほどご説明したとおり、「小さな自然再生」の項目を「自然再生の基本的方向」に移動しております。また、歴史文化的な価値も重要と考えております。現行でも文化に関する記載項目はありましたが、項目名として分かりにくかったため、歴史文化的な価値について項目でも明示する修正をしております。

劣化した生態系の再生に関する評価については、次回見直し時以降への繰り越し検討事項としております。劣化した生態系の再生の目標は、何をもって劣化した生態系なのかの定義が決まっていない状況で、別途整理を進めているところです。本来であれば、自然再生基本方針に含めて整理して見直しを図るべきですが、現時点

では整理できていません。引き続き検討し、いずれ皆様にもご相談したいと考えています。

このほか、参考資料1のp6に、自然再生の視点に関する記述で修正をしております。この視点は、基本的な原則を掲げており、①から④まで項目があります。最初の基本方針ができてから、記述は変えておりませんでした。今回、関係省庁間で調整する中で意見がありました。「①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし」と現行で記述がございしますが、社会経済活動のひとつでもある伝統的な農林水産業については、生物多様性を高めてきた側面もあるという意見もあり、全ての社会経済活動が生態系を損ねてきたという誤解を与える恐れもあるので、損なわれた要因については言及しない形で「過去に損なわれた生態系」と修正しています。

資料の説明は、以上になります。

鷺谷委員長：

ありがとうございました。皆様の頭の中には多岐にわたるご意見があると思います。説明いただいた自然再生基本方針の見直し（案）について、ご意見をポイントの順にいただきたいと思います。

まず、ポイント1の「『劣化した生態系の再生』への対応」に関連する内容について、ご意見ございましたら、お願いします。

小林委員：

私は、特定外来生物等専門家会合等、外来種に関する会議の委員を務めています。劣化した生態系は、自然再生の場合、外来種問題が非常に関わっていると思います。参考資料1のp4に「外来種の意図的、非意図的な導入が、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています」とありますが、自然再生そのものが外来種の侵入に対して強い、レジリエントな生態系を作ることが重要だと思います。現在、外来種被害防止行動計画を見直しておりますので、それとも連携したのち、書き込めると良いと思いました。

萱場委員：

資料3のp15に「自然の回復力を見極めながら、自然再生の取組を進めることが重要」と書いてありますが、東日本大震災から始まるパラグラフ全体をみると、意図が分かりにくいです。東日本大震災でも、災害を受けてから早い回復力を見せることがあります。その話とこのパラグラフと、自然再生を具体的にどう取り込むのかといったあたりが、次の段落の「災害の発生により、～」のパラグラフを読んでも分かりにくいと感じますので、何か文言の工夫はできないでしょうか。東日

本大震災から始まり、自然と対立するものではなく自然がなくなってきたことを踏まえ、自然の回復力を見極めながら再生の取組を進めると書いてありますが、その意図が一般の方は理解できないのではないかと感じました。次の文章を読めばなんとなく分かるのですが、意図は十分に伝わらないように思います。ふたつのパラグラフに関して、文章を練っていただけたらと思います。この項目について、事務局で何を意図として書いたかご説明いただきたいです。

笹淵調整官：

ご指摘に関して、確かに分かりづらいところもあります。趣旨としては、災害によって甚大な被害がある一方で、自然の回復力により新たな自然が再生しているため、その自然の回復力を生かして取り組んでいくことを記述したいです。

萱場委員：

なんとなく意図は分かりますが、具体的な中身が今一つ分らないです。何を言おうとしているのか、一般の方にも伝わるように検討いただければと思います。

笹淵調整官：

文章を検討します。

鷺谷委員長：

自然の全てが失われるわけではありません。生物的な遺産が全てなくなるわけでないので、それが回復に大きな効果を発揮するという意図なのかと思いました。

萱場委員：

今、委員長がおっしゃったような趣旨で書いていただければと思います。

大河内委員：

「歴史文化的な価値の創造」という項目がしっくりこないです。例えば、阿蘇の草原は、歴史的なものですが文化の創造ではありません。歴史的産業の復活です。ご検討いただければと思います。

鷺谷委員長：

自然再生は歴史文化ではなく、時代のニーズに応じて、新しい文化として作るもののように思います。歴史と文化が一緒になっているので、少し離して記述したほうがいいのかもしいです。

中村委員：

萱場委員からご意見のあった資料3のp15 文章についてですが、劣化した生態系として書くと、災害による攪乱が生態系を劣化させる印象を読み手が受ける可能性があります。実際には、攪乱が生態系の維持にも重要な役割を果たしていると思います。むしろ注意すべきは、復興工事や復興事業を行う時だと思います。復興においても自然再生に配慮しながら取り組むべきといった内容を書けば、より分かりやすいのではないのでしょうか。

鷺谷委員長：

それでは、次のポイントに移りたいと存じます。

続いて、ポイント2「国際的な潮流や国内の動向を踏まえた内容の強化・更新」に関連する内容について、ご意見ございましたら、お願いします。

佐々木委員：

参考資料1のp28 について、ブルーインフラという言葉が突然出てくる印象を受けました。陸域と比べると海域の話は浸透しにくいように思います。参考資料1のp24～25 でグリーンインフラの記述があるので、ここにブルーインフラも併記すれば、沿岸域についても一般の人に伝わるのではないのでしょうか。ブルーカーボンは、以前はグリーンカーボンの一部という認識でしたが、ブルーカーボンとすることにより、沿岸域の認知度が高まったと思いますので、可能であれば、追記をお願いしたいです。

鷺谷委員長：

続いて、ポイント3「30by30・OECM（自然共生サイト）と自然再生事業の考え方の整理」に関連する内容について、ご意見ございましたら、お願いします。

佐々木委員：

参考資料1の自然再生基本方針（案）について、全体的には、よく書いていただいている印象です。法定協議会以外の自然再生に関連する取組としては、官民連携で様々な活動をされ始めており、沿岸域だと東京湾や大阪湾、有明海などで官民連携の取組が行われています。官民連携の取組の中で、法定協議会を作るのもあり得るかもしれませんが、そうではない枠組みもあります。省庁によって縦割りの関係を弱め、様々な現場をエンカレッジして、自然再生に繋がれば良いと思います。可能でしたら、そんな論調を入れていただけると良いなと感じました。例えば、ブルーカーボンを目的にして、炭素吸収に関わる事業で藻場の再生をしていますが、必ずしも自然再生と謳っていません。しかし、その取組は、自然再生に繋がります。

それを気づかせてあげるような表現が良いと思います。同様に、水産目的でしている取組が、必ずしも自然再生を意識しているわけではありませんが、上手く取り組めば自然再生に繋がります。感想程度ですが、他の省庁において、自然再生そのものを行っているわけでない現場の方にも、気づきを与えエンカレッジするような表現として入れることができれば良いと思います。

鷺谷委員長：

地域主導で多様な主体が関わる活動等、具体的な例を挙げた方が良いですか。

佐々木委員：

地方公共団体が行うことは原案に入っていますが、省庁や官民で活動している取組が除外されている印象を受けました。特に、沿岸域だと水産業が主体としているため、協議会を作ることはハードル高いと思います。そのため、それらの取組を、自然再生に寄せる方向で分かりやすく伝われば良いと思いました。

鷺谷委員長：

国が関わるのがポイントですね。環境省、農林水産省、国土交通省で相談して、必要があれば書きこんでいただくのが良いのではないかと思います。

志村委員：

小さな自然再生の取組のゴールは法定協議会を設立することではないので、取組を応援すること自体を書いた方が良いのではないのでしょうか。小さな自然再生を行う団体は試行錯誤し、悩みながら進めておられると思います。これまで自然再生推進法で行ってきた体制や技術、計画の立て方、成果の評価方法、成功や失敗の例を挙げるなど、自然再生推進法のこれまでの取組で小さな自然再生を応援できるのではないのでしょうか。

鷺谷委員長：

小さな自然再生に関しての情報を集め、自然再生事業に繋げる道筋ではなく、小さな取組も評価されるべきであるような文言に工夫すれば良いと思います。海外の場合、失敗したものも含めて、データベースが充実しており、それを参照しながら小さな取組を進めています。日本もいろんな経験があるはずで、自然再生推進法と関連があるのかはともかく、経験を共有する仕組みを自然再生基本方針に書きこむことが重要になるかもしれません。

守山委員：

小さな自然再生の書き方を見ると、都市部の住民が取り組む内容のような印象を受けます。農村部では、現在の多面的機能支払交付金や環境保全型農業直接支払交付金など、行政からの支援を使いながら取り組んでいます。自然再生に関わらず、営農を行うことで、農地が広く保全されていると思いますので、追加してご記入していただけると良いと思いました。

鷺谷委員長：

多面的機能支払交付金等を活用した共同の活動は、農家の方だけでなく広い主体が関わる活動で、自然再生の側面を持っているものはかなりあると想像します。それについて、一言触れるのは意義が大きいかもしれません。

続いて、ポイント4「自然再生事業の実施における課題等を踏まえた対応」に関連する内容について、ご意見ございましたら、お願いします。

高山委員：

資料3のp26に「自然資源」や「地域資源」とありますが、「自然資本」に変えたらどうでしょうか。必ずしも全て「自然資本」に変える必要はありませんが、この文章は産業と企業の取組ですので、「自然資本」の方がしっくりくると思います。

また、「活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献」とありますが、これだけ見るとバイオマスを優先しているように感じます。例えば、「生産活動で生じた副産物や廃棄物などのマテリアルリサイクルやエネルギー利用による地球温暖化対策への貢献」など広い意味に取れる文章にしてはどうかと思いました。

鷺谷委員長：

表現上のことですので、ご検討をお願いします。

和田委員：

気候変動の影響の認識が、中途半端な印象を受けました。資料3のp25に「気温上昇による生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退」とありますが、逆に生息している種が増えたり、新たに後退したりする変化もありますので、そこを追記していただきたいです。具体的には、「気温上昇による生物の生息種の変化、あるいは生息地の縮小」の方が良いと思いました。

鷺谷委員長：

気温上昇や降水パターンの変化など、地球温暖化がもたらす多様な気象変化により、生息条件が変わることはあると思います。ご検討いただければと思います。

萱場委員：

資料3のp23のポイント4に関して、「②人材・資金不足に対する支援に関する追記」に、企業による連携が記載されていますが、実際の現場では連携が難しく、資金と人手に関しては大変な思いをする場面が多いです。企業の連携だけでなく、法的援助など、幅広い視点からこの問題の対処法を検討いただく必要があると思います。環境省でも深刻な問題に対して、どう対応するのか、長期的な視点からご検討いただきたいです。

志村委員：

企業の連携だけでは足りないというのは、最もだと思います。ただ、これまでは開発などで生物多様性を劣化させるパワーが大きかった企業も、再生に取り組まなければいけないという意味で、企業の役割を明記するのは大事だと思います。財源として、企業に頼るのは方向性としては重要ですが、現時点では、お金を出す動きまでは多くはありません。今の生態系の劣化を食い止めつつ、広い取組が必要だと思いました。

鷺谷委員長：

民間の助成金も増えています。具体的な活動内容がはっきりしていれば、クラウドファンディングで資金を集められる時代です。幅広い手法を取り入れることが必要だと思います。この法律自体で、財政的な支援が受けられるわけではないです。

笹淵調整官：

企業の支援だけでは足りないのご指摘をいただきました。現行の自然再生基本方針にも記載はありますが、国や自治体が自然再生を応援していくことが必要とされている中、行政も予算があり十分に支援できていないことは真摯に反省すべきことと思っております。ただ、新たな予算確保も難しく、今後さらに企業等に自然再生に関心を持ってもらうことは大事と思っておりますので、今回追記しました。具体的な施策としては、自然共生サイトの仕組みを現在、法律に基づかない形で運用しておりますが、今後は、先ほど説明したとおり、生物多様性増進活動促進法に基づく形となります。自然共生サイトには、企業自らの所有地において登録申請していただきますが、中には土地を所有しない企業もあります。一方で、生物多様性保全に貢献する、ビジネスとして生物多様性に関心を持つ企業も多いと思っております。

ます。地域で活動する自然共生サイトに外の企業が支援することに対して、国から支援証明書の発行も検討しています。企業も国が認めるなら応援しやすいということで関心を持っていただけているように思っております。具体的にどうしたら企業が応援しやすくなるか、検討を進めているところです。今回の自然再生基本方針には具体的には書いていませんが、場合によってはその趣旨も加えたいと思います。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。他にございますか。

小林委員：

先ほどの環境省からの説明の中で、劣化した生態系の定義が出来ていないとありましたが、今のところの方向性はありますか。

笹淵調整官：

具体的にはまだございません。ただ、国際的には劣化した生態系についての考え方の定義もできていますので、そのような国際的議論も見ながら、日本として劣化した生態系の場所はどこかといった特定をするなど、本年度に検討したいと考えているところです。

中村委員：

「気候変動対策の取組（参考資料1のp23～24）」か「自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化（参考資料1のp24～25）」に該当する話になると思いますが、流域治水が入っていないように思います。河川関係が強くなりますが、大きな転換点だと思っています。全国109の一級水系では、降雨量が1.1倍で、流量が1.2倍となる想定に伴って、河道や遊水地を掘削しています。その事業を実施するときに、自然再生の考え方を入れることは重要だと思います。自然再生推進法は、国土交通省も共管した法律ですので、流域治水と自然再生に関する記載を入れていただけると良いと思いました。河川整備計画では、定量的な環境目標を作ることが決まっており、今後、自然再生と同じような取組が実施されますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

鷺谷委員長：

遊水地の整備など、氾濫原湿地の再生と重なるような事業が、流域治水の考え方で行われる可能性があります。自然再生としての意義もあることについて、国土交通省と相談していただくのが良いと思います。

大河内委員：

河川は生息地として重要なだけでなく、河川を通じて生態系が連携していることも重要と思います。大きい川はもちろんですが、小さい川もコンクリート化が進み、水害が増えています。絶滅危惧種ではなく普通種が激減している状況があり、アサリは外国産しか売っていないです。今回の見直しに含めることは難しいと思いますが、自然再生が本来担う役割は、次の世代に生態系を残すこと、持続可能な産業や社会を作ることだと思います。生態系の劣化を回復する視点がもう少しあっても良いと思いました。

鷺谷委員長：

恐らく自然を見ている者の実感だと思います。普通に見られていたものが絶滅するぐらいに、生息・生育環境が失われており、実際に見られなくなった種も多いです。一方で、景色を見ると外来植物が優占する植生ばかりが目立つ場所もあります。それを理解できる人が増えないと、再生は難しいと感じます。自然再生事業の中では自然環境学習が位置づけられていますが、現場で学び、理解することは重要だと思います。

山本委員：

大河内委員のお話は同感です。水域の役割を様々なレベルやスケールで出していくことができれば良いと思いますが、自然再生基本方針の中に、全てを記載することは大変だということも感じていますので、どのように記載すればいいか思案しておりました。

鷺谷委員長：

自然環境に関わる研究分野の方は、皆さんそのように感じていると思います。自然再生に関わることで方向性を示せるわけではありませんが、自然再生の取組は自然環境を取り戻す、蘇らせる活動でもありますので、できるだけ多くの問題に触れあうことも、ひとつの方策かもしれないと感じました。ご検討いただければと思います。

志村委員：

全体的に陸域の内容が多いように感じています。30by30 で陸と海の両方が対象になっていますが、気候変動により影響を受けているのは、陸域以上に海域が深刻です。アンダーユースの問題も陸域の話になっていますが、全体的に海域の回復も必要であるということ意識していただくと良いと思いました。

鷺谷委員長：

かつての人の活動とも関連があり、多くの自然の恵みを与えていた沿岸域の話だと思います。ご検討いただければと思います。

萱場委員：

中村先生から気候変動の話がありましたが、それに関連して、資料3のp18「④自然の有する機能・価値に関する追記」で、グリーンインフラやEco-DRRの考え方が載っていますが、「国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例やその効果などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていく」とあります。しかし、自然を活用した防災・減災は、非常に自然素材が不均一であり、効力も評価が難しく、科学的に取り込むことが難しい面があります。研究開発を支援するなど、国の役割として記載ができないでしょうか。具体的なことですので、書けるのか含めてご検討いただきたいと思います。

鷺谷委員長：

科学的知見の重要性は、自然再生の基本的方向にも書かれていると思うので、今のところに特記するかは検討していただければと思います。

次の議題に移りますが、追加でご意見等がございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

## 議題2. 自然再生事業実施計画について

鷺谷委員長：

続きまして、「議題2 自然再生事業実施計画について」、本日、竹ヶ島海域公園自然再生協議会から、2件の実施計画が提出されているとのことでございます。竹ヶ島海域公園自然再生事業実施計画について、竹ヶ島海域公園自然再生協議会からご説明をお願いします。

竹ヶ島海域公園自然再生協議会 峯氏：

竹ヶ島海域公園自然再生協議会委員の徳島県サステナブル社会推進課において、本事業の担当をしております、峯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、竹ヶ島海域公園自然再生協議会の取組について、委員の先生方からご助言をいただける機会をいただきありがとうございます。今回は、徳島県と海陽町の2つの実施計画について説明いたします。2つの実施計画は内容が重なる部分もあるため、事務局の海陽町からまとめて説明します。よろしくお願いいたします。

竹ヶ島海域公園自然再生協議会 戎谷氏：

竹ヶ島海域公園自然再生事業実施計画について、説明させていただきます。竹ヶ島海域公園自然再生協議会の事務局をしております、海陽町観光交流課の戎谷です。どうぞよろしくお願いたします。本日は委員の先生方からご助言をいただける機会をいただきありがとうございます。今回は、徳島県と海陽町が主体となっていく事業について、まとめた2つの実施計画の活動について説明いたします。

まず、初めに、竹ヶ島海中公園自然再生全体構想と実施計画の概要について、説明させていただきます。竹ヶ島海域公園は、徳島県と高知県の県境に位置する竹ヶ島の西側の静穏な海域にある、サンゴの一種であるエダミドリイシの高被度群集が見られる地区として、1972年に海中公園の指定を受けております。エダミドリイシを守るため、1986年から地元漁協により、サンゴの移植活動が始まりました。2005年には、地元の住民と大学、関係機関などで組織された竹ヶ島海中公園自然再生協議会が発足し、周辺海域のサンゴの保全活動が本格的にスタートしました。令和6年7月現在、構成人数は個人20名、団体18名、行政機関12団体で組織されております。竹ヶ島海中公園自然再生全体構想を平成18年3月31日に作成しております。徳島県が実施者となり、平成23年7月29日に自然再生事業実施計画が取りまとめられました。これは平成29年と令和4年に改定を行っております。また、自然再生全体構想と徳島県の自然再生事業実施計画を受けて、海陽町において、平成28年度に計画策定に着手し、平成29年3月に町が実施すべき事業活動を中心に地域住民との活動を取り入れた計画書を作成いたしました。令和3年4月1日付けで改訂を行っております。この表は、事業計画策定の状況をまとめたものです。

最も重要な対象区域は、竹ヶ島海域公園区域としています。その他、海部川、宍喰川、野根川の3水系の河川流域やその周辺地域も含めております。徳島県と高知県の県境をまたいだ地域になりますが、海域公園の環境を左右するであろう広域的な範囲を対象区域としています。

周辺の自然環境については、シイ、カシなどの常緑広葉樹林タイプになっておりますが、森林については戦後に植林が進んだことで、スギ、ヒノキなどの人工林が約7割を占めています。この海域については、アマモをはじめ、ホンダワラ等の各種の藻とサンゴが混在する特徴的な海域となっております。海域公園内では、保全を行っているエダミドリイシをはじめ、70種ほどのサンゴが自生しております。エダミドリイシの大群集が存在する海域として、その固有性・貴重性から海域公園の指定を受けておりますが、環境の変化により、サンゴの生育環境に影響が出ており、この豊かなサンゴの群集を未来に残すため、地元漁業者など住民をはじめ、関係機関や団体により、保全活動を行っております。

自然再生事業実施計画の中では、自然再生に取り組む上での重要な10の原則と3つの個別目標について計画し、基本方針の1から5について、構成員の個人や団

体の方々とともに、目標達成に向け取り組むこととしております。対象範囲においては、山エリア、川エリア、海エリアの3つに区分し、活動しております。

目標の達成に向け、3つの個別目標と5つの方針を立てております。こちらは個別事業の一覧になります。

ここからは、事業の実施について、海陽町の取組を中心にご説明させていただきます。まず、竹ヶ島海域公園魅力化会議という取組を進めています。地域住民、地域団体、関係行政機関からなる地元調整会議とこれに学識経験者を加えた検討会議で構成しており、町内外に取組の情報発信をするため、シンポジウムを開催することとしております。サンゴの保護や藻類を中心とした地域産業と結びつく海洋資源の研究と海の環境状況を調査した結果を基に、自然再生に関する保全活動と合わせ、観光産業と連携した漁業振興の推進策として、地域活動に取り組んでおります。海陽町の自然再生事業実施計画では、個別目標のうち、豊かな沿岸生態系の回復と元気な地域づくりの2つに着目し、取り組みを進めております。1つ目は、豊かな沿岸生態系の回復では海藻・海草類を含む沿岸生態系の回復として、エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境について調査研究を行い、保全活動に取り組むこととしております。この取組については、海域生態系の漁業資源の保全と価値の向上に寄与するものとして、漁業者を中心に活動を計画しております。2つ目は、元気な地域づくりとして、自然再生事業を研究・環境学習フィールドとして活用し、地元の小中学校への環境教育に向け、取り組むこととしており、地域住民の関心や取組に関する意識づけを目指しております。また、観光資源としての活用も計画に入れ、体験観光等の環境学習のフィールドとして活用しています。地域や関係者による研究活動について、観光施設である海洋自然博物館マリンジヤムにて、展示やイベントの実施を目指しております。

豊かな沿岸生態系の回復のエダミドリイシの特性把握として、平成18年に、竹ヶ島・甲浦湾にモニタリングブロックを設置し、その後移植観察フィードを追加で設置しながら、エダミドリイシの移植観察等の調査研究を行っております。これはモニタリングブロックにおいて、平成19年から令和5年にかけて、エダミドリイシの成長過程を調査した結果になります。2006年から保全活動の一環として、サンゴの産卵日の特定調査を始めており、産卵時期の特定として旧暦の7月1日前後が産卵時期であることが確認できました。表中の丸を付けた日が産卵日になります。この産卵日が特定できたことにより、保全活動の幅が広がっております。産卵時期にサンゴの卵を採卵し、受精させ、水槽内で育成する有性生殖に成功しました。湾内の移植フィールドにて中間育成を行うなど、一部はこの後でも紹介いたしますが、小中学校の環境学習として、サンゴの移植体験に使用しております。

豊かな沿岸生態系の回復として、住民意識向上への貢献に関する取組について、漁業者が最も関心がある磯焼けについての対策と沿岸生態系の回復として藻場育

成実証実験の取組を行っております。当初の目的は海陽町沿岸において、主にテングサを対象としておりましたが、現在では自然環境保護とあわせ、漁業振興の活性化として藻場を増やすため、施肥等による藻場の育成方法を検討し、実証実験を行っております。施肥の方法としては、鶏糞性ペレットと砂利を生分解性土嚢袋に入れ、実験箇所まで漁船で運搬し、海に投入しています。当初は1月から3月までの3か月間の実証実験でありましたが、現在は1月から6月までの6か月の施肥作業と追跡調査を行っております。結果は右のグラフの表のとおりとなっており、上の表が施肥を行った場所で、下の表が、類似の環境の湾を対象区域として観察しております。赤く囲っている部分になりますが、令和5年度において成長の差が出ておりました。また、海洋自然博物館にて、水槽内実験も行っております。

元気な地域社会づくりとして、教育資源としての活用に関する取組について、地元の穴喰小学校の5年生によるサンゴの移植・放流事業を毎年行っております。当初は竹ヶ島の漁業者が海域で採取したエダミドリイシの枝を小学生が砂岩などの岩に接着し、これを漁業者が海底に設置するという方法で実施しておりましたが、現在では採取した卵から受精した有性生殖によるエダミドリイシの種苗を使い、ラインブロックに接着し、海底に設置する方法で行っております。この取組と合わせ、近年では、専門家による事前学習を行った上で、移植放流を実施することとしております。設置1年後となる小学6年生になると、シーカヤックを漕いで自分たちが放流した種苗の移植場所まで向かい、種苗の様子を確認するなど、教育的価値の高い活動に結びついております。近年では、中学校におけるサンゴ学習や、専門学校生によるサンゴ移植体験なども行われるようになりました。サンゴ学習とセットになった有性生殖による種苗の移植放流は、修学旅行の誘致等にもつながる可能性も出てきており、地域資源を生かした観光産業への活性化策として期待しているところです。

これまでの保全活動や小学校の環境学習等の取組について、年に一度、海洋自然博物館マリンジャムにてシンポジウムを開催し、地域の理解等につなげております。

観光資源としての活用については、体験観光のメニューとしての活用のほかに、サンゴの産卵時期が特定できるようになってきたことから、海中観光船ブルーマリリンによるサンゴの産卵ナイトクルーズの実施や、海洋自然博物館マリンジャムでの研究成果の展示と合わせ、サンゴの発光現象の観察、夜の水族館などのイベントの実施に繋がってきております。

トピックスとしておりますが、先日、取組について関西テレビの取材がありました。現在、インターネット上のYouTubeにて、その番組の動画が配信されておりますので、時間がある時に見ていただければと思います。

最後にまとめとなりますが、当協議会においては、これからも自分たちでできる活動を通して、豊かな沿岸生態系の維持、地域産業を維持するための持続可能な資

源づくりと合わせ、自然環境保護活動を維持し、エダミドリイシが健全な状態で生き続けていけるよう、これまでの活動を維持するとともに、環境保全の活動に努めてまいります。説明は以上です。

鷺谷委員長：

ご説明ありがとうございました。次に、今回の実施計画における助言の必要性について、事務局から説明願います。

塩川係長：

竹ヶ島海域公園自然再生事業についての主務省庁は環境省となります。主務省庁にて、本事業実施計画が自然再生基本方針や自然再生推進法等に沿ったものか確認しました結果、主務大臣からの助言の必要はないと判断しております。

鷺谷委員長：

ありがとうございます。事務局の判断は、助言の必要なしということですが、

残りの時間が短いのですが、ただいまの内容について、ご意見、ご質問等いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

和田委員：

この再生事業に関しては、内容が非常に広範囲にわたります。沿岸域が主体ですが、陸域の河川流域の保全も考慮されていることは、とても立派な内容に思いました。その中で、沿岸域のサンゴ礁と藻場の保全・再生を中心に取り組みられていますが、2点ほど気になったことがありますので、発言させていただきます。

1つ目は、サンゴ礁と藻場に限定して取り組まれていますが、最終的には、豊かな沿岸生態系を形成することが目的になるかと思えます。潮間帯を含む沿岸域の海洋生物がどのような組成を持って変遷してきたかといった、サンゴ礁や藻場の特徴になるような生物相の情報を、もう少し整理していただくと良いのではないかと思います。

2つ目は、再生事業を行う上で、漁業活動も重要になると思えますが、具体的にどのような漁業活動の歴史があるのかといった、漁業活動との関連性について、整理していただくと良いと思えます。また、サンゴ礁と藻場は互いに拮抗的關係にあります。全国的に地球温暖化の影響で藻場が衰退していますが、藻場の再生活動として施肥をすることにより、海水の汚濁化が生じます。これは、サンゴの衰退に繋がる可能性がありますので、慎重に計画して欲しいと思えます。あえて言えば、わざわざ施肥をしなくても、藻場を再生できないかと思った次第です。細かい内容については、事務局経由でメールをお送りさせていただきます。

佐々木委員：

エダミドリイシの減少要因として、参考資料3-2も拝見しましたが、基本的には、防波堤を作り、静穏化したことで、土砂が堆積してしまい、それによる濁りが生じたことが、根本的な原因だと理解しました。サンゴ礁を増やすための取組として産卵の話がありましたが、物理環境を改善しない限りは、継続的な持続が難しい印象を受けました。海水の交流や交換を高めるような計画も必要になるのではないかと思います。土砂が堆積するという事は、基本的に波が弱いのではないかと思います。波が高いと、土砂が巻き上がり流出しますが、波が弱いと堆積します。その場所である程度の海水の交換があったとしても、一度たまってしまった土砂はなかなか出ていきません。底質が巻き上がり、外に出る見込みがあるのかといった視点で、シミュレーションを含めて検討いただく必要があるように感じました。潮流シミュレーションと書かれておりますし、参考資料3-2では波浪シミュレーションもされているようですので、是非、波のシミュレーションもして、底質が巻き上がるかといった視点で見ていただきたいと思います。

また、和田委員からご指摘があった施肥については、実施する必要性が本当にあるのかを確認いただきたいと思います。磯焼けの原因としては、水温や食害などの別の理由も多いですので、栄養不足が原因であるかは是非確認していただきたいと思います。

鷺谷委員長：

お二人のアドバイスを是非生かして頂ければと思います。

また、本計画については「主務大臣からの助言」の必要はないという事務局の判断ですが、特にご異議がなかったことから、助言の必要はないものとさせていただきます。竹ヶ島海域公園自然再生協議会の皆様、ご説明ありがとうございました。

それでは、議題2につきましては、以上とします。その他、何かございますか。特に無いようですので、本日の議題は以上とし、議事進行を事務局の方にお返しします。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

司会（事務局）：

鷺谷委員長、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。

議事録及びこれに基づく議事概要については、事務局で作成後、委員の皆様方に内容をご確認頂いた上で、環境省ウェブサイトで公開させていただきます。

最後に、関係省庁から、一言ずつ、ご挨拶いただければと存じます。まずは、文部科学省の濱部課長補佐、お願いします。

濱部課長補佐：

本日は、委員の皆様より貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。自然再生基本方針の見直しについて、文部科学省では、主に自然環境学習や環境教育、ESDに関する部分が該当しています。

自然環境学習における留意事項につきましては、地域の自然環境や文化等を教材として実感を伴った学びの機会を提供することや、地域の関係者との連携について、具体的に皆様のご意見を踏まえ、追記をいただいたと思います。

環境教育の関係では、本年5月14日に新しい「環境教育等の推進に関する基本的な方針（環境保全活動、環境保全の意欲の増進および環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針）」が閣議決定されています。その中でも環境教育は、ESDの考え方を踏まえ、多様な主体同士の対話と協働を推進していくことが重要とされています。引き続き、文部科学省としても、このたび見直しされる自然再生基本方針の方向性を基に、皆様と連携して取組を進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、国土交通省の横山係長、お願いします。

横山係長：

本日はありがとうございました。省庁間連携や官民連携について、多くのご指摘を賜りました。当省で進めているグリーンインフラやブルーインフラについては盛り込んでまいりましたが、本日ご指摘いただいた流域治水などの河川等、特に陸域だけでなく水域も重要というご指摘を踏まえて、河川や港湾における整備や、当省で所管している社会資本整備における自然再生事業との調和連携というところで、検討してまいりたいと存じます。引き続きよろしく願いいたします。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、農林水産省の坂下室長、お願いします。

坂下室長：

本日は、委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。ご指摘頂きました藻場の再生や水産活動に伴う自然再生への取組、農村部の取組、営農行為に伴う生態系保全活動など、今後、パブリックコメントや結果取りまとめの過程で、自然再生基本方針見直しへの反映を検討させていただきます。ありがとうございました。

司会（事務局）：

ありがとうございました。続きまして、環境省の笹渕保全再生調整官、お願いします。

笹渕調整官：

本日は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。自然再生基本方針見直しは4回目となります。見直しを重ねる度に様々なご意見を頂戴し、記述も充実してきましたが、まだ抜けている視点、気が付かない点が多くありました。幅広くいただいたご意見を、自然再生基本方針に盛り込むように、各省とも調整していきたいと考えております。

自然再生推進法は、制定されてから約20年が経ちます。ここ数年は、協議会活動も増えず、法律に基づく枠組みの取組は拡大している状況ではありません。一方で、今日の議論にもありましたが、必ずしも自然再生推進法に基づく枠組みではなくとも、小さな自然再生をはじめ、自然再生に資する取組があり、我々もひとつひとつ丁寧な支援や後押しをするのが重要だと考えます。自然再生推進法は、国際目標にもなっている劣化した生態系の回復に対するひとつの手段だと思えます。そのほかの法律による手段も含めて、豊かな自然や生態系の回復を、各省とも連携して進めたいと思えます。委員の皆様には、引き続きご助言ご支援をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

司会（事務局）：

ありがとうございました。最後になりますので、出席者の皆様のスクリーンショットをとらせていただきたいと思います。オンライン参加の委員の皆様、可能な限りで構いませんので、ビデオを「開始」にさせていただけますでしょうか。それではスクリーンショットを撮らせていただきます。

（スクリーンショット撮影）

無事、撮れました。ありがとうございます。

これにて本日の会議を終了とさせていただきます。オンラインにて出席の皆様におかれましては、退出ボタンを押してご退出いただければと存じます。長時間にわたる会議にご出席いただき、ありがとうございました。